

四街道市基幹相談支援センター運営業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 四街道市基幹相談支援センター運営業務委託の概要

(1)業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う、四街道市基幹相談支援センター（以下、「センター」という。）の業務を行うことを目的とします。

(2)業務の内容

本業務の内容については、次の各事項に掲げるもののほか、別添「四街道市基幹相談支援センター運営業務委託仕様書（案）」の定めによります。

- ア 業務名称 四街道市基幹相談支援センター運営業務委託
- イ 契約期間 契約日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ウ 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
- エ 業務場所 四街道市内において受託者が準備し、本市が認める場所。
- オ 委託上限額 65,732 千円（3 年度合計。消費税及び地方消費税含む）

(3)事業者選定の趣旨

本業務については、専門的な知識、経験が必要であるとともに、事業者によるサポート体制など総合的な技量が要求されるものであること、また委託料の多寡のみにより事業者を選定するものではなく、事業者の企画力、実行力、経験等を適正に審査した上で、本業務の内容に最も適した事業者を選定することとします。

2 公募の条件

(1)参加資格

参加の資格は、主たる事務所が千葉県内にあり、宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない事業者で、次のア～ウに掲げる事項を全て満たす事業者とします。

- ア 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を四街道市内で行う事業者
- イ 四街道市の入札参加資格名簿に登録されている事業者。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない場合にあっても、次に掲げる事項の書類を提出し、市長が参加資格を有すると認めた場合は、参加できるものとします。
 - ①登記事項証明書又は登記簿謄本
 - ②印鑑証明書
 - ③納税証明書（以下参照）

- ③ - 1 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (税務署発行 (様式その 3 の 3))
 - ③ - 2 千葉県の県税事務所発行の千葉県税の完納証明書 (千葉県県税条例施行規則第 40 号様式その 2) ※千葉県税のすべての税目において未納が無い旨の証明。
 - ③ - 3 市税に滞納の無い旨を証明できる書類
 - ④ 財務諸表 (以下参照)
 - ④ - 1 貸借対照表 (直近 1 年度分)
 - ④ - 2 損益計算書 (直近 1 年度分)
 - ④ - 3 株主資本等変動計算書 (直近 1 年度分)
- ※財務諸表がない場合は、直近 1 年度分の決算書
- ウ 四街道市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 2 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団等又は第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(2)失格事項

参加申込書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から外します。

- ア 参加申込書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合

3 事業者選定

(1)スケジュール

時期	内容
令和 7 年 11 月 11 日 (火)	募集の公表
同 11 月 17 日 (月) 正午まで	質問書の提出期限
同 11 月 19 日 (水) 17 時まで	質問書回答書の送付
同 12 月 16 日 (火) 正午まで	参加申込書・企画提案書の提出期限
同 12 月 22 日 (月) まで	書類審査 (1 次審査) の結果通知
同 12 月 25 日 (木) ※予備日は 26 日 (金)	プレゼンテーション審査 (2 次審査)
令和 8 年 1 月上旬	選定結果の通知
同 1 月下旬以降	契約手続き

(2)参加申込書・企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書 1 部 (押印は省略可。連絡先を必ず明記すること。)

②（入札参加資格者名簿へ登載されていない場合）本募集要項「2 公募の条件（1）参加資格 イ」のただし書き記載の①～⑤ 各1部

③ 四街道市基幹相談支援センター運營業務委託企画提案書提出書 1部
（押印は省略可。連絡先を必ず明記すること。）

④ 企画提案書 1部

⑤ 事業費見積書 1部

⑥ 業務実績書 1部

⑦ 事業者概要書 1部

※別紙「四街道市基幹相談支援センター運營業務委託企画提案書作成要領」参照

⑧ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標による加点を受ける場合は、認定を受けていることが確認できる書類（以下のいずれかに関する認定通知書等）の写し

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業又は行動計画の策定義務がない場合に行動計画を策定している企業）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

イ 受付期間及び時間

令和7年11月11日（火）から12月16日（火）正午まで

※持参の場合は、9時00分から16時30分までの間に受付（土曜、日曜・祝日は除く。）

ウ 提出場所

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課基幹相談支援センター（1階5番窓口）

エ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、上記受付期間内必着）

オ 参加辞退

書類提出後に辞退をする場合は、参加辞退書を提出してください。

カ 費用の負担

参加申込に係る費用は、すべて事業者の負担とします。

キ その他留意事項

- ① 提出期間終了後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4)質問及び回答

本業務に関する質問及び回答は、次により行うものとします。

ア 質問

電子メールにより受付。質問書に、質問の内容を簡潔にまとめて提出するものとします。

(質問書提出先)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課基幹相談支援センター

(電子メール) ykikan@city.yotsukaido.chiba.jp

イ 回答

提出されたすべての質問とその回答については、11月19日(水)17時までに、参加資格を有することを認めたすべての事業者電子メール等により送付します。(質問者の情報は非公表)

(5)選定方法

事業者の選定に当たっては、市が設置する四街道市基幹相談支援センター運營業務委託事業者選定委員会で提案内容を審査し、結果を市長に報告するものとします。市長は、委員会の報告を踏まえて、事業者を選定します。

ア 書類審査及びプレゼンテーション

- ①審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより行い、企画提案をされた事業者の中から、最も点数の高い事業者を最優先事業者とし、市長に報告します。ただし、同点の場合にあっては、委員による協議の上、最優先事業者を決定します。
- ②参加事業者が3者を超える場合は、企画提案書の書類審査を行い、上位3者を決定し、プレゼンテーション審査を実施します。
- ③プレゼンテーション審査(第2次)審査の合計得点が配点の5割(50点)未満である場合は、最優先受託候補者として選定しないものとします。
- ④参加事業者が1者の場合でも、プレゼンテーション審査を行うものとし、選定結果は申込者全員に通知します。

●プレゼンテーション実施日時等

日 時：令和7年12月25日(木) 午後 ※予備日 翌日26日(金) 午後

会 場：四街道市保健センター大会議室

出席者：業務責任者を含む3人以内

内 容：事業者ごと非公開で実施します。1 事業者につき、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分（合計 30 分）とします。なお、説明者はその業務内容を十分に把握している者が行うこととします。

その他：①実施日時等の詳細については、別途案内します。

②プロジェクター（HDMI 端子、VGA 端子）及びスクリーンは四街道市にて用意しますが、パソコン等その他必要と思われる物品については、受託候補者にてご用意ください。

③遅刻等により指定した時間にプレゼンテーションが実施できなかった場合の提案は無効となります。

イ 選定結果通知

選定結果は、プレゼンテーションを行った事業者全員に文書により通知します。なお、選考経過に関する質問や選考結果に関する質問や異議申立を行うことは出来ません。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページにおいて公表します。

4 事業者選定後の手続き

(1) 見積書の提出

本業務受託者として選定された事業者は、市が指定する見積書を提出し、市があらかじめ定める予定価格以下の金額で、契約額を決定します。

(2) 契約の締結

決定した契約額に基づき、契約を締結します。

契約期間は、契約日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。

(3) 引継ぎ

令和 8 年度以降の円滑な業務遂行のため、契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、現受託者が作成する業務引継書等により、市立会いのもと、業務の引継ぎを行うものとします。ただし、引継ぎに係る人件費等の費用は、事業者が負担するものとします。

5 資料等

- (1) 四街道市基幹相談支援センター運営業務委託仕様書（案）
- (2) 参加申込書
- (3) 参加辞退書

- (4) 質問書
- (5) 四街道市基幹相談支援センター運営業務委託企画提案書提出書
- (6) 四街道市基幹相談支援センター運営業務委託企画提案書作成要領

6 問い合わせ

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課基幹相談支援センター

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-420-7524 ファクシミリ：043-424-2011

電子メール：ykikan@city.yotsukaido.chiba.jp